

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年11月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100076号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100057号

第1 結論

請求者のA社における平成6年4月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年4月から同年10月までの標準報酬月額については、26万円から53万円、平成6年11月から平成7年9月までの標準報酬月額については、26万円から59万円とする。

平成6年4月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月1日から平成9年10月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違している。請求期間のうち、一部の期間について源泉徴収票及び住民税の通知書を保管しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成6年4月1日から平成7年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から平成7年9月までは59万円と記録されていたところ、平成7年3月8日付けで、平成6年10月の定時決定の記録を取り消し、平成6年4月1日に遡って26万円に減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、元事業主及び同僚一人についても平成7年3月8日付けで、請求者と同様に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社は平成12年5月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、元事業主は、当時、会社の経営状態は悪く、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所(当時)の担当者から従業員の報酬月額を遡って低く届け出るように指導され、自身及び一部の従業員の報酬月額を遡って低くする届出を行ったと回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年3月8日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実に即したものと考えるが、請求者について、平成6年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、当該期間の標準報酬月額は、上記減額訂正処理前の標準報酬月額の記録か

ら平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から平成7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成7年10月1日から平成9年1月1日までの期間について、元事業主の回答、請求者から提出された平成7年給与に係る平成8年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書（以下「平成8年度の通知書」という。）及び平成8年給与に係る平成9年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書（以下「平成9年度の通知書」という。）により推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされているところ、平成7年10月1日から平成9年1月1日までの期間については、元事業主の回答、請求者から提出された平成8年度の通知書及び平成9年度の通知書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが推認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

- 3 請求期間のうち、平成9年1月1日から同年10月1日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社の元事業主は、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かは不明であるとし、A社に係る書類は同社を整理した際に、同社の整理を依頼した弁護士に全て渡し何も残っていないと回答している。

さらに、当該弁護士は、請求期間当時のA社に係る資料は残っていないと回答していることから、当該期間において、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成9年1月1日から同年10月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100079号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2100008号

第1 結論

平成14年7月から平成16年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年7月から平成16年6月まで

A県B市C区から同市D区へ転居した平成14年7月頃に、B市D区役所で国民年金の住所変更手続きを行い国民年金に再加入した。その際に国民年金保険料の免除申請も一緒に行ったのに、年金記録では、請求期間について実際に住んでいなかったE県F市に住んでいたことになっており、保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成14年7月頃にA県B市D区へ転居した際、B市D区役所において国民年金の再加入手続きを行うのと同時に、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、B市から提出された国民年金の被保険者管理システムのハードコピーの写しによると、請求者が請求期間について保険料の免除申請を行った記録は確認できない。

また、日本年金機構から提出された請求者に係る国民年金被保険者資格関係届(申出・申請)書により、請求者は請求期間より後の平成18年2月14日に、E県F市において、国民年金被保険者資格の再取得日を直近の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である平成12年8月16日とする届出を行っていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該再取得日の処理は、平成18年2月22日付けで、平成12年8月16日まで遡って行われていることが確認できることから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の免除について、夫が詳しいと述べているものの、夫は請求期間当時、請求者の免除申請には立ち会っておらず、後日請求者から話を聞いたとしており、請求者が請求期間に係る保険料の免除申請を行ったことを裏付ける陳述は得られなかった。

加えて、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、年金記録の過誤は考え難い。

なお、請求者は、年金記録における請求期間の住所が請求期間より後の住所であるF市とされており、年金記録が事実と相違している旨述べているが、上述のとおり、請求者が国民年金に再加入する旨の手続きは、請求期間より後の平成18年2月14日にF市において行われ、平成12年8月16日まで遡って国民年金被保険者資格を再取得していることから、遡って国民年金

の被保険者とされた期間に係る住所についても、F市の住所が記録されたものと推認できる。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。